

令和3年12月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（行コ）第198号 損害賠償請求住民訴訟控訴事件（原審・さいたま地方裁判所平成30年（行ウ）第10号）

口頭弁論終結日 令和3年10月12日

5 判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用（補助参加費用を含む。）は、控訴人らの負担とする。

10 事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、川合善明、齊木隆弘及び M.S に対し、276万4618円及びこれに対する平成24年3月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を請求せよ。
- 3 被控訴人は、川合善明、齊木隆弘及び M.S に対し、32万1300円及びこれに対する平成29年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を請求せよ。

20 第2 事案の概要

（以下において略称を用いるときは、原判決に同じ。）

- 1 本件は、川越市の住民である第1審原告らが、同市の市長である補助参加人川合において、補助参加人齊木らの利益を図るため、補助参加人齊木らと共にして、不必要的土地を取得し、その一部を市道に認定し、同土地の管理費用や市道工事代金を支出させたことが川越市に対する共同不法行為に当たり、同市は補助参加人らに対して損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、同市の市長である第1審被告（被控訴人）はその行使を違法に怠っていると主張して、

地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、怠る事実に係る相手方である補助参加人らに対する損害賠償請求として、①276万4618円及びこれに対する共同不法行為による損害が発生した日（支出行為の日）である平成24年3月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払及び②32万1300円及びこれに対する共同不法行為による損害が発生した日（支出行為の日）である平成29年4月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を請求することを求める事案である。

原審は、第1審原告らの請求をいずれも棄却したところ、そのうちの一部である控訴人らがそれを不服として控訴した。

2 「前提事実」及び「争点及び争点に関する当事者の主張」は、次のとおり補正し、後記3を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 2頁20行目の「平成22年当時」を「平成21年当時」に改める。
- (2) 10頁9行目から10行目の「423番2の土地」を「423番3の土地」に改める。

### 3 当審における控訴人らの補足的主張

(1) 平成21年12月当時、分筆前の423番2の土地を代替地として取得する予定であった者は一人もいなかったから、川越市において、代替地取得予定者のために分筆前の423番2の土地に代替地を3区画整備したり、本件市道を設置する必要はなかった。

(2) 423番3の土地は、隣接する424番1及び4の土地と一体となって、補助参加人齊木らの自宅建物の敷地として使用されており、接道しない袋地ではないから、同土地のために本件市道を設置する必要はなかった。

(3) したがって、川越市が、必要なない道路の設置工事を行い市道認定して、工事費用を支出したことは違法である。分筆前の423番2の土地に道路を

設置してこれが市道として認定されたのは、事前に、補助参加人齊木隆弘が補助参加人川合に対して、補助参加人齊木らの便宜のために、本件市道の位置に道路を設置する内容の計画案を了承してもらいたい旨を依頼し、補助参加人川合がこれに応じることとしたからである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求をいずれも棄却するのが相当と判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人らの補足的主張に対する判断を後記2のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 15頁12行目の「平成22年ころ」を「平成21年ころ」に改める。
- (2) 18頁16行目から17行目の「、いったんは、補助参加人 M.S. に払い下げられ」を削る。

### 2 当審における控訴人らの補足的主張に対する判断

(1) 控訴人らは、平成21年12月当時、分筆前の423番2の土地を代替地として取得する予定であった者は一人もいなかったから、川越市において、代替地取得予定者のために分筆前の423番2の土地に代替地を3区画整備したり、本件市道を設置する必要はなかったと主張する。

しかし、分筆前の423番2の土地から分筆された3筆の土地（423番5、6及び7の土地）のうち、2筆の土地（423番5及び7の土地）は、それぞれ寺尾大仙波線の事業用地の地権者に現に払い下げられていること（前記引用に係る原判決「事実及び理由」第2の1(2)エ）、寺尾大仙波線の事業用地の地権者の一人であった T.S. が、平成21年10月8日に、川越市の担当者に対し、寺尾大仙波線整備事業に協力した場合、代替地を取得したいと考えている旨述べていたこと（乙5）からすると、平成21年12月当時、分筆前の423番2の土地を代替地として取得する予定であった者がいなかったと認めることはできず、川越市において、分筆前の423番2の土地に

代替地を3区画整備したり、本件市道を設置する必要がなかったと認めるることはできない。

この点、控訴人らは、423番5及び7の土地を取得した各地権者が川越市に提出した承諾書（乙1及び2）の日付が空欄になっていることを指摘するが、承諾書の日付が空欄であるからといって、同地権者が平成21年12月当時に代替地を取得する予定を有していなかつたとはいえないから、上記認定を左右するものではない。

(2) 控訴人は、423番3の土地は、隣接する424番1及び4の土地と一体となって、補助参加人齊木らの自宅建物の敷地として使用されており、接道しない袋地ではないから、同土地のために本件市道を設置する必要はなかつたと主張する。

しかし、423番3の土地は、旧共有者らから補助参加人 M.S に対して直接売却されており（甲2の5）、川越市はその当事者ではなかつたから、川越市において、423番3の土地の売却先が補助参加人 M.S であるか否かにかかわらず、同土地の活用に支障のないよう必要な道路を設置することとしたことに不合理はなく、423番3の土地が424番1及び4の土地と一体として使用されることを前提として道路設置の必要性を検討しなければならないということはできない。そして、前記引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(2)イに判示したとおり、本件市道がなければ、423番3の土地は接道しないことになるところ、このような袋地を残すような分筆をすることは社会経済上相当でないということができ、また、423番の土地の残余の部分との間で、民法213条の通行権の有無が問題となる等権利関係が徒に複雑になるおそれがあることに鑑みると、本件市道を設置する必要性がなかつたと認めることはできない。

(3) したがって、川越市が必要のない道路の設置工事を行い市道認定して、工事費用を支出したことが違法であるとする控訴人らの主張は採用することが

できない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

5

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木 康

裁判官

伊麻 清 隆

裁判長裁判官

鹿子木 康